



## 県外に避難されている皆様へのお願い (避難先住所等の届出について)



1. 指定13市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）から避難されている方の場合（原発避難者特例法に基づく届出）

上記13市町村から住民票を移さずに避難されている方は、避難先住所を変更される際には避難元市町村へのご連絡をお願いします。

これにより、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービス（特例事務）が受けられます。避難元自治体からの広報誌等の送付先の変更についても、この届出で行うことができます。

なお、住民票を避難先へ移動した場合でも、引き続き広報誌等の送付を希望される方につきましては、その旨もお申し出ください。

詳しくは、各市町村の下記窓口にお問い合わせください。

### 【原発避難者特例法で指定される13市町村の担当窓口】

|      |              |     |              |
|------|--------------|-----|--------------|
| いわき市 | 0246-22-7444 | 川内村 | 0240-38-2113 |
| 田村市  | 0247-81-2273 | 大熊町 | 0242-26-3844 |
| 南相馬市 | 0244-24-5223 | 双葉町 | 0246-84-5204 |
| 川俣町  | 024-566-2111 | 浪江町 | 0243-62-0129 |
| 広野町  | 0240-27-2114 | 葛尾村 | 0240-29-2112 |
| 檜葉町  | 0246-25-5561 | 飯舘村 | 024-562-4249 |
| 富岡町  | 024-983-9021 |     |              |

2. 上記13市町村以外の市町村から避難されている方の場合（全国避難者情報システムによる届出） ※裏面参照

応急仮設住宅からの退去後などに、避難先住所を変更される際や避難を終了される際には、それまで避難先としていた市区町村の窓口へ避難先住所の変更または避難終了の旨の届出をお願いします。

加えて、避難先住所の変更により市区町村が変わった際には、新しい避難先市区町村の窓口にも避難開始の旨の届出をお願いします。

これにより、新しい避難先住所へ、避難元自治体からの広報誌等をお届けできるようになります。

詳しくは、避難先の各市区町村の窓口にお問い合わせください。

# 避難されている皆様へのお願い 避難先をお知らせください。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供ください。

避難前にお住まいの県や市区町村から、  
様々なお知らせをお届けできます。

全国の  
市区町村にて  
受付中

皆様に大切な  
お知らせを  
届けます。



## 提供して いただく情報

避難先市区町村へ情報提供

- 氏名 ●生年月日
- 性別
- 避難前の住所
- 避難先  
(避難所、個人宅等)の情報

東日本大震災等により  
避難されている皆様



## 避難されている皆様が 受けられる情報

- 税や保険料の減免、猶予、  
期限延長等のお知らせ
- 見舞金等の各種給付のご連絡
- 国民健康保険証の再発行の  
お知らせ

など

## 全国避難者 情報システム



避難先の市区町村



避難前にお住まいの市区町村

## 避難先の都道府県

市区町村から提供された情報をさら  
に集約、整理して避難元の市区町村  
と情報を共有します。

 総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

ご協力をお願いいたします。

個人宅等、避難所以外の場所に避難されている方々へもお知らせする必要があるため、お知り合いなどを通じて広くお伝えしていただくよう、ご協力ください。